

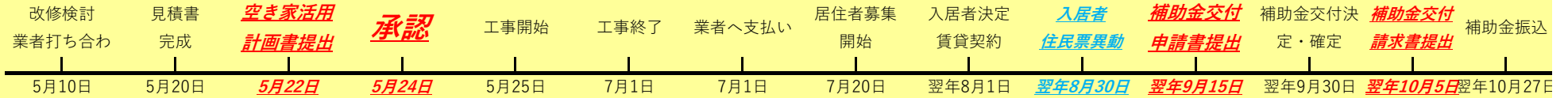
令和2年度～空き家改修事業の想定される処理スケジュール

- 「赤字」は、市への手続き
- 「青字」は、事業の完了

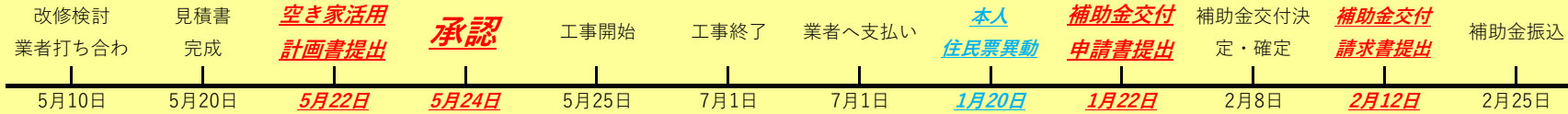
事業手続きのポイント

- 1 補助金交付申請は、「空き家を活用する事業完了後」に実施
- 2 工事（事業）開始前に、「空き家活用計画書」を提出する必要がある

■空き家を賃貸物件化するために改修するケース（長期間「空き家活用計画提出から1年以上してからの補助金申請」）



■【新規】所有空き家を、居住するために改修するケース（相続して空き家を所有した方等に対応できるように拡充）

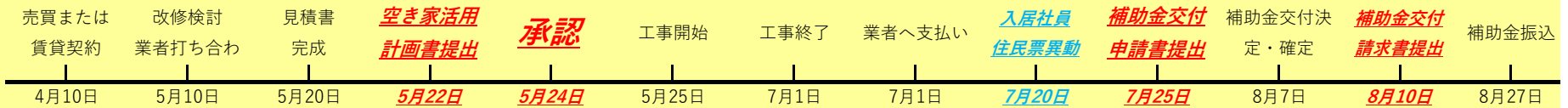


現在、移住促進対策事業で対象としているケースであるが、これまでも伊集院市街地や妙円寺団地の築20年以上の空き家に相続で所有することになった孫などの補助事業相談も多数あった。

■空き家を購入し、居住するために改修するケース



■空き家を社宅化するために改修するケース



■空き家を簡易宿所とするために改修するケース

